

◆認可外保育施設（ベビーシッターを含む）を開設したい事業者向け 手続きガイド

1. 開設前の準備

認可外保育施設を開設する場合、まず以下の点を確認してください。

- 県への届出が必要か確認

愛知県のホームページ「認可外保育施設」（以下、「県 HP」）の「設置の届出が不要な場合（届出対象外施設）」を確認し、届出対象かどうかをご確認ください。

▶ 県 HP URL :

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/0000030319.html>

- 法令・基準の確認

開設前に、県 HP「設立にあたって」の項目に記載されている「認可外保育施設指導監督基準」を必ず読み、安全対策、職員配置、設備基準など基準内で定められている項目を満たしていただくよう、ご留意ください。

2. 提出が必要な書類

① 設置届の提出（必須）

【提出期限】 事業開始した日から 1 か月以内

【提出先】 幼児教育・保育課へ提出してください。メール添付でのデータ提出も受け付けますので、その場合はご連絡ください。市で確認・取りまとめのうえ、県の担当部署に提出いたします。

【必要書類】

- 設置届（県 HP「設立後の届出について」からダウンロード）
- 添付書類（保育士証の写し・損害賠償保険の契約書の写し等。設置届の記載指示に従ってください。）
- ここ de サーチ掲載用フォーマット（県 HP からダウンロード）
- 自主点検票（県 HP からダウンロード ※無償化の確認申請を行う場合のみ必要。）

② 幼児教育・保育の無償化^{*1}対象施設としての確認を受けることを希望する場合（任意）

【提出時期】 開所日と同日から「無償化対象施設としての確認」を受けたい場合は、設置届（＋自主点検表）と一緒にご提出ください。

【提出先】 幼児教育・保育課（メール添付でのデータ提出可）

【必要書類】

- ・ 「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（以下、「確認申請書」）」
- ・ 「確認申請書（別紙２）」
- ・ 添付書類（定款、登記事項証明書等。確認申請書の記載指示に従ってください。）
- ・ 「自主点検票の確認通知」※²

※１「幼児教育・保育の無償化」…保護者の方が市から「施設等利用給付認定（２号または３号）」を受けることで、無償化の確認を受けている認可外保育施設等を利用し利用料を支払った後、一定の金額を市に請求できる制度です。事業者が直接保育料を全額無償にする、または市が事業者に保育料を支払うものではありませんので、ご注意ください。

保護者の方が市に請求する際には、利用した施設が発行する「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書」を添付する必要があります。施設は利用者が施設等利用給付認定を受けているか否かを確認し、認定を受けている保護者には「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書」を発行していただくよう、お願い申し上げます。

制度の詳細については市ホームページ（「認可外保育施設等を利用する際の無償化の手続きについて」

https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/kodomomirai/youji_hoiku/youjihoiku/6717/6723/48541.html）を参照いただくよう、利用者にご案内ください。

※２「自主点検票の確認通知」…県の実地指導後に発行される「基準を満たす証明書」の代わりとして必要です。設置届提出時に自主点検票も併せてご提出いただくことで、後日愛知県より発行されます。

3. 県による内容確認

設置届提出後、愛知県から内容の確認や修正依頼が届くことがあります。

- 修正依頼は 複数回にわたる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- 修正がすべて完了すると、県から「設置届の受理通知」が発行され、市から事業者へ郵送されます。
- 自主点検票も提出していた場合、「自主点検表の確認結果通知」が発行され、受理通知同様、市から事業者へ郵送されます。

4. 無償化の確認申請（希望事業者のみ）

無償化の対象施設としての確認を受けるためには、市へ「無償化の確認申請」を提出する必要があります。提出先や必要書類等については2. ②を参照してください。

① 無償化の確認開始日（有効期間の開始日）

- 原則、確認申請の申請日より前に遡ることはできません。
- 開所後1か月以内に提出する設置届（+自主点検表）と一緒に確認申請書をご提出いただいた場合、愛知県の発行する「自主点検票の確認通知」に記載の確認日まで遡って無償化の確認が可能です。

② 確認申請にあたっての留意事項

- 設置届の内容と整合している必要があります。
- 無償化の確認を受けるためには、愛知県の定める「認可外保育施設指導監督基準」を遵守していることが必須条件となります。そのため、愛知県が発行する「基準を満たす証明書」または「自主点検表の確認結果通知」の添付をしていただきます。
- 確認申請が受理された後、事業者への個別通知は行いませんので、市ホームページ上で公示内容をご確認ください。

5. 開設後の情報掲載（希望事業者のみ）

希望に応じて、市では以下の媒体に施設名を掲載することができます。掲載希望があればお知らせください。

- ・ 市ホームページ「認可外保育施設一覧」
<https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/kodomomirai/youjihoiku/youjihoiku/6717/6718/48493.html>
- ・ 窓口配布チラシ「市内認可外保育施設一覧」

6. その他

・ 設置届を提出している認可外保育施設に対しては、愛知県が年 1 回、実地指導を行っています。県から連絡があり次第、市からメール等でお伝えいたしますので、対応をお願い申し上げます。

参考：県 HP「認可外保育施設に対する指導監督について」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/0000018258.html>

・ 県による実地指導により基準を満たしていると認められた場合、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が発行されます。これにより、市へ無償化対象施設の確認申請書を提出することができます（開所してから初めての実地指導までには期間が空きます。事業開始日と同日に無償化の確認を受けたい場合については前述のとおりです）。

・ 設置届および確認申請書に記載の内容から変更があった場合には届け出が必要な場合がありますので、随時ご連絡ください。

・ 愛知県等からの通知や補助金案内等の送付先担当者に、変更がある場合は市へ共有してください。